

中小企業向け従業員の休業時における補償拡充 ～福利厚生の実践に向けた支援～

東京海上日動火災保険株式会社(取締役社長 城田 宏明、以下「当社」)は、中小企業向け保険「超 T プロテクション(業務災害総合保険)」において、業務に起因しない病気や精神障害により役員・従業員が休業した場合に、企業が災害補償規定に基づき負担する費用を補償する特約を新設します。また、退職された方の職場復帰に向けた心理面のサポートを行う「職場復帰支援サービス」の提供範囲を拡大します。当社は本補償・サービスの提供を通じて、人材確保・定着に向けた福利厚生の実践を支援し、中小企業の人手不足の解決に貢献してまいります。

1. 背景および開発の狙い

少子高齢化およびこれに伴う生産年齢人口の減少により人手不足が深刻化するなか、中小企業にとって人材確保・定着に向けた取組みは喫緊の課題となっております。

こうした環境を受けて、当社は、「超 T プロテクション(業務災害総合保険)」を活用した中小企業の福利厚生の実践に向けた支援に取り組んでいます。その一環として、2023年10月より従業員のケガの補償を業務外まで拡大する「従業員フルタイム特約」および業務外の疾病による入院時の費用を補償する「医療補償特約(*1)」を提供してまいりました。

この度、2024年10月より、病気や精神障害により従業員が休業された場合に保険金をお支払いする「疾病休業補償特約」および「精神障害追加補償特約(疾病休業補償特約用)」を新設いたします。既にご提供している「休業補償特約(*2)」と併せてご契約いただくことで、業務内外を問わず、従業員の休業について幅広い福利厚生制度を実現がすることができます。

また、これらの特約の新設に伴い「職場復帰支援サービス(*3)」の提供範囲を拡大し、休業時の金銭補償に加え、職場復帰に向けた心理面のサポートをより多くの方に提供していきます。

(*1) 「疾病入院保険金定額補償特約」および「疾病入院医療費用補償特約」をいいます。

(*2) 業務中に生じたケガや業務に起因した疾病(政府労災保険の給付対象となる精神障害を含みます。)により、役員・従業員が休業された場合に保険金をお支払いする特約です。

(*3) キャリアコンサルタントがスマートフォンやタブレット等で個別面談に応じることで、退職された方の職場復帰に向けた心理面のサポートを行い、就業に関する意思決定を促して復職の早期化につなげるサービスです。本サービスは、当社が提携会社(株式会社日本マンパワー)を通じてご提供します。

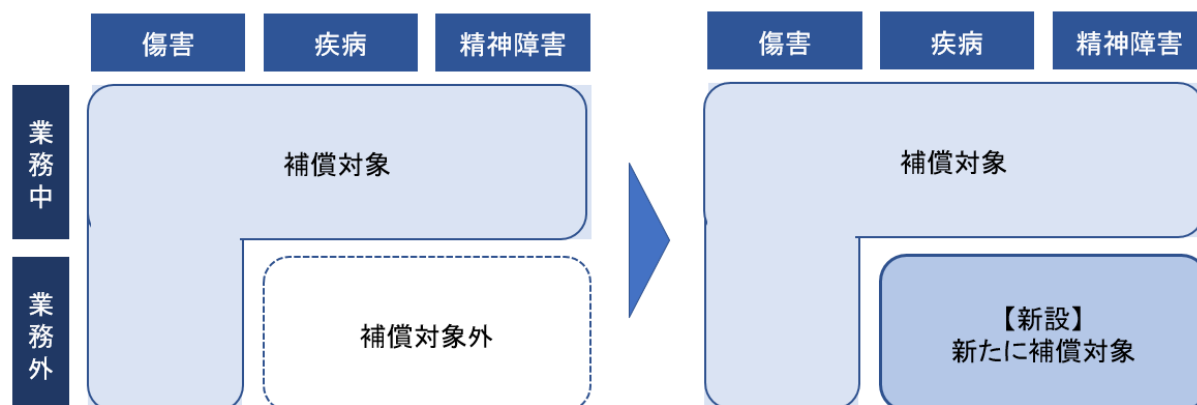
2. 今回新設した特約の概要

- 「疾病休業補償特約」では、業務に起因しない疾病により役員・従業員が休業した場合に補償対象とします。「精神障害追加補償特約(疾病休業補償特約用)」をご契約いただくことで、政府労災保険の給付対象外となる精神障害(*4)についても、補償対象とします。

- 保険金(日額)は5,000円以内、免責期間は7日以上で設定いただきます。

(*4) 政府労災保険の給付が決定された精神障害については、「休業補償特約」にて補償対象となります。

【補償範囲のイメージ】



3. 職場復帰支援サービスの提供範囲の拡大について

職場復帰支援サービスは、これまで「三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約」をご契約いただいている場合で、役員・従業員が当該特約の保険金の支払対象となる事由に該当したときに利用可能でしたが、今回の特約新設に伴い、「休業補償特約」または「疾病休業補償特約」をご契約いただいている場合で、役員・従業員が当該特約の保険金の支払対象となる事由(*5)に該当したときにも利用可能とします。

(*5) 精神疾患(メンタルヘルス疾患)を除きます。

4. 今後について

当社は、本保険商品の提供を通じて、中小企業の支援をより加速してまいります。今後も中小企業を取り巻くリスクや環境変化をとらえ、日本経済の基盤であり地域経済を支える中小企業の皆さまの事業継続や新たな挑戦・成長を後押ししてまいります。

Powered by **dRIVEN**

「dRIVEN」はデータ・テクノロジーの活用を通じて新たな価値をご提供し、様々なリスクからお客様・地域社会をお守りする保険商品シリーズです。

※ 2021年11月25日 データドリブン商品「dRIVEN」シリーズの展開

https://www.tokiomarinehd.com/release_topics/release/l6guv3000000dnu9-att/20211125_dRIVEN_j.pdf

以上